

障害者（児）施設整備費補助等重度対応特別単価取扱要領

5 福祉障施第 2736 号

令和 6 年 3 月 31 日

最終改正 7 福祉障施第 1795 号

令和 7 年 1 月 1 日

1 目的

この要領は、次の各号に掲げる要綱にて規定する重度対応特別単価の対象となる施設に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 障害者（児）施設整備費補助要綱（障害者施設等）
- (2) 障害者（児）施設整備費補助要綱（障害児施設）
- (3) 障害者（児）施設整備特別促進補助金交付要綱（障害者施設等）
- (4) 障害者（児）施設整備特別促進補助金交付要綱（障害児施設）
- (5) 障害者（児）施設改築等補助金交付要綱
- (6) 障害者通所施設等整備費補助要綱（障害者施設等）
- (7) 障害者通所施設等整備費補助要綱（障害児施設）

2 定義

本要領における重度障害者とは、強度行動障害者、重度重複障害者、医療的ケア者のいずれかにあてはまる者とする。

ア 強度行動障害者とは、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成 18 年厚生労働省告示第 543 号）第 22 号の規定により準用する第 4 号の規定により、認定調査票等における行動関連項目の点数の合計が 10 点以上に該当する障害者をいう。

イ 重度重複障害者とは、東京都重症心身障害児（者）通所事業実施要領（平成 27 年 3 月 31 日付 26 福保障居第 3182 号）第 2 条各号に規定する者をいう。

ウ 医療的ケア者とは、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号）別表障害児通所給付費等単位数表第 1 の 1 の表の項目の欄に規定する、いずれかの医療行為を必要とする状態である者又は医師意見書により医療が必要であるとされる者をいう。

3 補助対象者の要件

上記 1 の各号に掲げる要綱にて規定する重度対応特別単価を適用する補助対象者は、上記 2 に定義する重度障害者を受け入れる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 7 項に規定する生活介護、同条第 18 項に規定する共同生

活援助施設及び同条第8項に規定する短期入所を整備するものであって、かつ、次に掲げるすべての事項を満たす施設を整備するものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護及び同条第18項に規定する共同生活援助にあっては重度障害者を定員の3割以上受け入れること（小数点以下切り捨て）。

なお、障害者通所施設等整備費補助要綱（障害者施設等）2（1）オに基づき、生活介護に係る事業のうち東京都重症心身障害児（者）通所事業に規定する事業を整備する場合は、この限りではない。

同条第8項に規定する短期入所にあっては重度障害者を対象とした居室であることを事業所所在地の区市町村が認めること。

- (2) 別表1に掲げるいずれかの報酬を取得している状況等であること。
- (3) 東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第135号）、東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第171号）、東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号）、東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第175号）、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第43号）、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第47号）、東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第139号）及び東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第167号）に適合していることにあわせて、本要領別表2に掲げる必要な設備を整えていること。
- (4) 重度障害者対応の施設整備の必要性が事業所所在地の区市町村の障害福祉計画において位置付けられていること。

4 関係書類の提出

補助事業者は、開設後6か月経過後速やかに、及び補助事業完了後10年間は毎年度4月末日までに福祉局長（以下「局長」という。）に重度障害者の在籍状況及び施設の加算取得状況（様式第1号）を報告しなければならない。

5 財産処分の制限等

1の各号に掲げる要綱の別紙補助条件に定める財産処分の制限のほか、3（1）から（3）までに掲げる要件を満たさない場合（やむを得ないと理由があると局長が認める場合を除く。）は、補助金の交付の目的に反した使用に該当するものとして、別紙1「重度対応特別単価取扱要領に基づく財産処分承認基準」のとおりとする。

附 則（令和6年3月31日付5福祉障施第2736号）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年7月29日付6福祉障施第1163号）
この要領は、令和6年7月29日から施行する。

附 則（令和7年5月13日付7福祉障施第455号）
この要領は、令和7年5月13日から施行する。

附 則（令和7年10月1日付7福祉障施第1795号）
この要領は、令和7年10月1日から施行する。

別表1

いづれかの算定が必要な報酬（※1）一覧（3（2）関連）

重度障害者 整備対象事業	生活介護 (障害者総合支援法第5条第7項に規定する事業)	共同生活援助 (障害者総合支援法第5条第18項に規定する事業)	短期入所 (障害者総合支援法第5条第8項に規定する事業)
強度行動障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者支援加算（Ⅱ） ・重度障害者支援加算（Ⅲ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者支援加算（Ⅰ） ・重度障害者支援加算（Ⅱ） ・強度行動障害者地域移行特別加算 	<ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者支援加算（Ⅰ） ・重度障害者支援加算（Ⅱ）
重度重複障害	<ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者支援加算（Ⅰ） 	重度重複障害者の支援を評価する報酬が設けられていない（※2）	
医療的ケア者	医療的ケア者の支援を評価する報酬が設けられていない（※3）	<ul style="list-style-type: none"> ・医療連携体制加算（Ⅳ） ・医療連携体制加算（Ⅵ） ・医療的ケア対応支援加算 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉型短期入所サービス費を算定し、かつ医療連携体制加算（Ⅳ）（Ⅴ）（Ⅵ）（Ⅷ）のいづれかを算定 ・福祉型強化短期入所サービス費 ・医療型短期入所サービス費 ・医療型特定短期入所サービス費

※1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）」介護給付費等単位数表における報酬名

※2 重度障害者の対象とする者について施設意見書を局長宛届け出ること。

※3 重度障害者の対象とする者に関する医師の指示書の写し（2ウに該当することがわかるもの）を局長宛届け出ること。

別表2

必要な設備一覧（3（3）関連）

重度障害者 整備対象事業	生活介護 (障害者総合支援法第5条第7項に規定する事業)	共同生活援助 (障害者総合支援法第5条第18項に規定する事業)	短期入所 (障害者総合支援法第5条第8項に規定する事業)
強度行動障害	・特性に応じた部屋（クールダウン室等）を設けること		
重度重複障害		・重度障害者の居室は、利用者1人当たり収納設備等を除き、内法9.9平方メートル以上とすること。	
医療的ケア者	・特性に応じた部屋（スヌーズレン室、特殊浴槽の設置を想定した広い浴室や広い脱衣所等）を設けること		

様式第1号

番 号

年 月 日

東京都福祉局長殿

住 所

法 人 代 表 者 印

○年度○○補助金により取得した
○○○○事業所の利用者状況について

標記について、障害者(児)施設整備費補助等重度対応特別単価取扱要領第4に基づき、
利用者状況について報告します。

参考様式1（生活介護）

(1) 事業者情報

- ① 法人名
- ② サービス種別
- ③ 事業所名
- ④ 開設年月日

(2) 整備費補助

- ① 補助名
- ② 補助年度

(3) 現在の利用者状況

調査日		利用者数	名	重度対応特別単価対応者数	名
		(定員)	名	定員の	#DIV/0! 割

重度対応特別単価 対象利用者	入居・登録年月日	障害種別	障害区分	重度対応特別単価 要件					
				取得加算			その他根拠書類		
				有無	重度障害者 支援加算(Ⅰ)	重度障害者 支援加算(Ⅱ)	重度障害者 支援加算(Ⅲ)	有無	書類名
例①	R8.4.1	知的	6	強度行動／重度重複／医療的ケア	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	受給者証
例②	R8.5.1	身体	6	強度行動／重度重複／医療的ケア	—			<input type="radio"/>	医師意見書
例③	R8.6.1	身体・知的	6	強度行動／重度重複／医療的ケア	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		—	
A				強度行動／重度重複／医療的ケア					
B				強度行動／重度重複／医療的ケア					
C				強度行動／重度重複／医療的ケア					
D				強度行動／重度重複／医療的ケア					
E				強度行動／重度重複／医療的ケア					
F				強度行動／重度重複／医療的ケア					
G				強度行動／重度重複／医療的ケア					
H				強度行動／重度重複／医療的ケア					
I				強度行動／重度重複／医療的ケア					
J				強度行動／重度重複／医療的ケア					
K				強度行動／重度重複／医療的ケア					
L				強度行動／重度重複／医療的ケア					
M				強度行動／重度重複／医療的ケア					
N				強度行動／重度重複／医療的ケア					
O				強度行動／重度重複／医療的ケア					
P				強度行動／重度重複／医療的ケア					
Q				強度行動／重度重複／医療的ケア					
R				強度行動／重度重複／医療的ケア					
S				強度行動／重度重複／医療的ケア					
T				強度行動／重度重複／医療的ケア					

※1 本様式は、①開設後6か月経過後速やかに、及び②補助事業完了後10年間は毎年度4月末日までに、福祉局長に報告してください。

※2 なお、②については前年度3月時点の状況を報告すること。

※3 都へ提出した写しを区市町村長へ提出すること。

参考様式1（共同生活援助）

(1) 事業者情報

① 法人名	
② サービス種別	
③ 事業所名	
④ ユニット名	
⑤ 開設年月日	

(2) 整備費補助

① 補助名	
② 補助年度	

(3) 現在の利用者状況

調査日		利用者数	名	重度対応特別単価対応者数	名
		(定員)	名	定員の	#DIV/0! 割

重度対応特別単価対象利用者	入居・登録年月日	障害種別	障害区分	重度対応特別単価 要件							その他根拠書類	
				強度行動／重度重複／医療的ケア	取得加算							
					有無	重度障害者支援加算(Ⅰ)	重度障害者支援加算(Ⅱ)	強度行動者地域移行特別加算	医療連携体制加算(IV)	医療連携体制加算(VI)	医療的ケア対応支援加算	
例①	R8.4.1	知的	6	強度行動／重度重複／医療的ケア	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>	受給者証
例②	R8.5.1	身体	6	強度行動／重度重複／医療的ケア	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>	—	
例③	R8.6.1	身体・知的	6	強度行動／重度重複／医療的ケア	—						<input type="radio"/>	施設意見書
A				強度行動／重度重複／医療的ケア								
B				強度行動／重度重複／医療的ケア								
C				強度行動／重度重複／医療的ケア								
D				強度行動／重度重複／医療的ケア								
E				強度行動／重度重複／医療的ケア								
F				強度行動／重度重複／医療的ケア								
G				強度行動／重度重複／医療的ケア								
H				強度行動／重度重複／医療的ケア								
I				強度行動／重度重複／医療的ケア								
J				強度行動／重度重複／医療的ケア								

※1 本様式は、①開設後6か月経過後速やかに、及び②補助事業完了後10年間は毎年度4月末日までに、福祉局長に報告してください。

※2 なお、②については前年度3月時点の状況を報告すること。

※3 都へ提出した写しを区市町村長へ提出すること。

参考様式 1 (短期入所)

(1) 事業者情報

① 法人名	
② サービス種別	
③ 事業所名	
④ 開設年月日	

(2) 整備費補助

① 補助名	
② 補助年度	

(3) 現在の利用者状況

調査日 利用者数 名
(定員 名)

重度対応特別単価 対象利用者	入居・登録年月日	障害種別	障害区分	重度対応特別単価 要件									その他根拠書類			
				取得加算												
				有無 支援加算(Ⅰ)	重度障害者 支援加算(Ⅱ)	重度障害者 支援加算(Ⅲ)	医療連携体制加 算(IV)	医療連携体制加 算(V)	医療連携体制加 算(VI)	福祉型強化短期 入所サービス費	医療型短期入所 サービス費	医療型特定短期 入所サービス費				
例①	R8.4.1	知的	6		強度行動／重度重複／医療的ケア	○	○							○	受給者証	
例②	R8.5.1	身体	6	強度行動／重度重複／医療的ケア	○						○			一		
例③	R8.6.1	身体・知的	6	強度行動／重度重複／医療的ケア	一									○	施設意見書	
A				強度行動／重度重複／医療的ケア												
B				強度行動／重度重複／医療的ケア												
C				強度行動／重度重複／医療的ケア												
D				強度行動／重度重複／医療的ケア												
E				強度行動／重度重複／医療的ケア												

※ 1 本様式は、①開設後6か月経過後速やかに、及び②補助事業完了後10年間は毎年度4月末日までに、福祉局長に報告してください。

※ 2 なお、②については前年度3月時点の状況を報告すること。

※ 3 都へ提出した写しを区市町村長へ提出すること。

(参考様式2)

重度重複障害者（重症心身障害児（者））の状況（施設意見書）

施設名_____記入者_____

氏名	(イニシャル)	男女	年齢	(歳か月)
大島分類		超重症児スコア 点	身体障害者手帳（肢体不自由） 級	
		愛の手帳度		
現在の状況	発育・発達			
	身体	：頸定（有・無）・寝たきり・半寝返り可・寝返り可・座位可（自立・支えが必要）		
	移動	：移動不可・背這い・ずり這い・よつばい・他		
	反応	：反応なし・音に反応・刺激に反応・自分の名前に反応・物を見て反応・他		
	理解	：不明・親がわかる・自分の名前がわかる・話の理解ができる・他		
	表現	：表現なし・快不快を表現・Yes/Noを表現・自分の意思を表現・他		
	言語	：発語なし・喃語・単語・二語文以上・意味のある言語表現・他		
	視覚	：不明・異常なし・全く見えない・光を感じる・弱視・他		
	聴覚	：不明・異常なし・全く聞こえない・音に反応する・他		
	身体の変形	：有・無（状態：	拘縮：有・無（状態：	
医療状況				
栄養	：経鼻経管栄養、胃ろう、腸ろう、注入ポンプ使用、中心静脈栄養 経口摂取（形態：）嚥下困難（有・無）・誤嚥（有・無）			
呼吸	：異常なし・呼吸困難（有・無）・無呼吸発作（有・無）・ぜん鳴（有・無）・他			
医療機器	：咽頭エアウェイ（24時間・夜間・他）・気管切開・気管内挿管 人工呼吸器（24時間・夜間・他）・酸素（24時間・昼間・夜間） モニター（酸素・心拍）・吸入器・吸引器（回数：）			
痙攣	：有・無（頻度：	）・脳波の異常（有・無）・抗痙攣剤（毎日・必要時）		
入浴	：（毎日・／週）・実施者（父・母・他）・入浴サービス（利用なし・巡回・施設）			
施設意見	以下（1）（2）のいずれかに ① 該当 ② 非該当			
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> (1) 障害の程度が重度であるため、地域の障害児施設等への通所が困難な未就学児 (2) 特別支援学校を卒業した者又は18歳以上の者で障害の程度が重度であるため、 地域の障害者施設等への通所が困難な者 </div>			

※ 身体障害者手帳（肢体不自由）、愛の手帳の欄は、手帳を所持している場合に記載すること。

（身体障害者手帳（肢体不自由）の欄は、肢体不自由の等級がわかる場合に記載すること）

※ 施設意見の欄には、医療的ケアの状況や支援方法について特記すべき事項を記入すること。

借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業補助要綱

26福保障居第2283号
平成27年1月19日
26福保障居第3065号
平成27年3月31日
28福保障施第1076号
平成28年7月19日
30福保障施第914号
平成30年7月3日
2福保障施第3479号
令和3年4月1日
5福祉障施第2449号
令和6年4月1日
6福祉障施第2975号
令和7年4月1日

1 目的

この事業は、障害者（児）施設を設置運営する事業者（以下「事業者」という。）が国有地又は民有地（以下「国有地等」という。）を借り受けて障害者（児）施設を新たに整備する場合に要する経費の一部を都が予算の範囲内で補助することにより、障害者施設の設置促進を図ることを目的とする。

2 補助対象者

この事業の補助対象者は、社会福祉法人、特定非営利活動法人等（自治体、営利法人を除く。以下「法人」という。）とする。ただし、次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 社会福祉法人その他の者の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

3 補助対象事業

- (1) この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、事業者が国有地等をその所有者から借り受けて別表1に掲げる事業所を新たに整備する事業とする。
- (2) (1)にかかわらず、次に掲げる場合は、補助対象としない。
 - ア 賃貸借契約の当事者が利益相反関係とみなされる場合
 - イ 他の補助制度等（「定期借地権利用による障害福祉サービス事業所等整備促進事業」を除く。）により現に経費の一部又は全部に補助を受けている場合
 - ウ その他東京都知事（以下「知事」という。）が適当でないと認める場合

4 補助事業の実施期限

この事業は、令和9年3月31日までに、所有者と事業者の間の賃貸借契約に基づく土地の賃貸借期間が開始されたものを対象とする。

5 補助対象期間

この補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、土地の賃貸借期間が開始された日の属する月（当該月の日数が1月に満たない場合も1月とみなす。）から起算して60月を上限とする。この場合において、賃料の支払を要しない月（日数が1月に満たない月も1月とみなす。）についても、1月と換算するものとする。

6 補助対象経費

- (1) この補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、国有地等を借り受けて別表1に掲げる事業所を新たに整備する場合に要する土地の賃料とする。
- (2) (1)の補助対象経費については、平成27年1月19日以降に所有者と事業者の間で新たに締結した賃貸借契約に係る経費に限るものとする。

7 補助金交付額

この補助金は、会計年度ごとに、次により算出された額を予算の範囲内において交付するものとする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 国有地

対象施設ごとに、補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額を補助額とする。

(2) 民有地

ア 別表1の1欄に定める事業所等及び別表1の3欄に定める施設の場合

補助対象経費の実支出額と、施設の所在する別表2の1欄に掲げる区市町村に応じて同表の2欄に定める補助基準額（当該会計年度における補助対象期間が12月に満たない場合は、当該期間を12月で除した割合を乗じるものとする。）とを比較して、いずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額を補助額とする。

イ 別表1の2欄に定める事業所等の場合

補助対象経費の実支出額と、施設の所在する別表3の1欄に掲げる区市町村に応じて同表の2欄に定める補助基準額（当該会計年度における補助対象期間が12月に満たない場合は、当該期間を12月で除した割合を乗じるものとする。）とを比較して、いずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額を補助額とする。

ウ 別表1の4欄に定める事業所等の場合

補助対象経費の実支出額と、施設の所在する別表4の1欄に掲げる区市町村に応じて同表の2欄に定める補助基準額（当該会計年度における補助対象期間が12月に満たない場合は、当該期間を12月で除した割合を乗じるものとする。）とを比較して、いずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額を補助額とする。

8 補助条件

この補助金は、別記の補助条件を付して交付するものとする。

9 補助金の交付申請及び交付決定

- (1) 事業者は、この補助金の交付を受けようとするときは、会計年度ごとに、別に定

める期日までに補助金交付申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添付して、知事に対し、補助金の交付を申請するものとする。

(2) 知事は、事業者から（1）による補助金の交付申請を受けたときは、会計年度ごとに、交付申請書及び添付書類の内容を審査の上、交付の可否を決定し、速やかに当該事業者に通知する。

10 補助金の請求

交付決定を受けた補助金を請求しようとするときは、請求書（別記第2号様式）に次の書類を添付して請求するものとする。

- (1) 印鑑証明書
- (2) 支払金口座振替依頼書

11 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の補助に関して必要な事項は、都が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別記

補 助 条 件

1 事情変更による決定の取消し等

知事は、この補助金の交付の決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 承認事項

事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りではない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告しなければならない。

4 状況報告

知事は、補助事業の円滑かつ適正な遂行を図るため、その遂行の状況に関し事業者に対し報告を求めることができる。

5 補助事業の遂行命令

知事は、この要綱の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

6 実績報告

事業者は、補助金の交付の決定に係る会計年度の終了後、別に指定する期日までに、実績報告書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

7 補助金の額の確定等

知事は、6による実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業者に通知する。

8 是正のための措置

- (1) 知事は、7による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及

びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることがある。

(2) 6 の実績報告は、前項の命令により必要な措置をした場合においても、これを行わなければならない。

9 決定の取消し

(1) 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

ア 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の目的に使用したとき。

ウ 補助金の交付の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

エ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

(2) 前項の規定は、7 により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

10 補助金の返還

知事は、1 又は 9 により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、事業者に対しその返還を命ずるものとする。

7 の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超えた額についても同様とする。

11 違約加算金

事業者は、9 により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間においては、既納付額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

12 延滞金

事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

13 他の補助金等の一時停止等

事業者が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額を相殺するものとする。

1 4 財産の適正管理

事業者は、知事の承認を受けないで、補助事業により取得した財産（以下「財産」という。）をこの補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

1 5 財産処分に伴う収入の納付

知事の承認を受けて財産の処分をすることにより収入があった場合には、知事はその収入の全部又は一部を都に納付させることができる。

1 6 書類の整備保管

事業者は、補助金と補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを当該事業完了後 5 年間保管しておかなければならぬ。

1 7 開設の報告

事業者は、補助事業に係る施設を開設したときは、その開設の日から 10 日以内に、施設開設報告書（別記第 4 号様式）に関係書類を添えて施設の開設を知事に報告しなければならぬ。

1 8 消費税仕入控除税額の報告

補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、別記第 5 号様式により知事に報告しなくてはならない。なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を東京都に納付せることがある。

1 9 その他

事業者がこの要綱に定める条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を都に納付させことがある。

別表1 補助対象事業

定義	事業種別
1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条に規定する障害福祉サービス事業並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援及び第3項に規定する医療型児童発達支援のうち次の事業を行う事業所等	生活介護 短期入所 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 児童発達支援（重症心身障害児（者）通所事業の指定を受けて障害福祉サービス事業と一体的に行う場合に限る。）
2 障害者総合支援法第5条に規定する障害福祉サービス事業のうち次の事業を行う事業所	共同生活援助
3 児福法第7条に規定する次の児童福祉施設	児童発達支援センター
4 児福法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援及び第3項に規定する医療型児童発達支援及び第4項に規定する放課後等デイサービスのうち次の事業を行う事業所等	児童発達支援、放課後等デイサービス事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第5条第3項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同第66条第3項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所）

別表2 補助基準額

(生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援（重症心身障害児（者）通所事業の指定を受けて、上記いずれかの障害福祉サービスと一体的に行う場合に限る。）、児童発達支援センターの場合)

(単位：千円)

1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)
千代田区	15,000
中央区	15,000
港区	15,000
新宿区	10,000
文京区	15,000
台東区	15,000
墨田区	10,000
江東区	10,000
品川区	10,000
目黒区	15,000
大田区	10,000
世田谷区	10,000
渋谷区	15,000
中野区	10,000
杉並区	10,000
豊島区	10,000
北区	10,000
荒川区	10,000
板橋区	10,000
練馬区	5,000
足立区	5,000
葛飾区	5,000
江戸川区	5,000

(単位：千円)

1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)
八王子市	5,000
立川市	5,000
武蔵野市	10,000
三鷹市	10,000
青梅市	5,000
府中市	5,000
昭島市	5,000
調布市	5,000
町田市	5,000
小金井市	5,000
小平市	5,000
日野市	5,000
東村山市	5,000
国分寺市	5,000
国立市	5,000
福生市	5,000
狛江市	5,000
東大和市	5,000
清瀬市	5,000
東久留米市	5,000
武蔵村山市	5,000
多摩市	5,000
稲城市	5,000
羽村市	5,000
あきる野市	5,000
西東京市	5,000

(単位：千円)

1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)
瑞穂町	5,000
日の出町	5,000
檜原村	5,000
奥多摩町	5,000
大島町	5,000
利島村	5,000
新島村	5,000
神津島村	5,000
三宅村	5,000
御藏島村	5,000
八丈町	5,000
青ヶ島村	5,000
小笠原村	5,000

別表3 補助基準額

(共同生活援助の場合)

(単位：千円)

1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)
千代田区	7,500
中央区	7,500
港区	7,500
新宿区	5,000
文京区	7,500
台東区	7,500
墨田区	5,000
江東区	5,000
品川区	5,000
目黒区	7,500
大田区	5,000
世田谷区	5,000
渋谷区	7,500
中野区	5,000
杉並区	5,000
豊島区	5,000
北区	5,000
荒川区	5,000
板橋区	5,000
練馬区	2,500
足立区	2,500
葛飾区	2,500
江戸川区	2,500

(単位：千円)

1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)
八王子市	2,500
立川市	2,500
武藏野市	5,000
三鷹市	5,000
青梅市	2,500
府中市	2,500
昭島市	2,500
調布市	2,500
町田市	2,500
小金井市	2,500
小平市	2,500
日野市	2,500
東村山市	2,500
国分寺市	2,500
国立市	2,500
福生市	2,500
狛江市	2,500
東大和市	2,500
清瀬市	2,500
東久留米市	2,500
武蔵村山市	2,500
多摩市	2,500
稲城市	2,500
羽村市	2,500
あきる野市	2,500
西東京市	2,500

(単位：千円)

1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)
瑞穂町	2,500
日の出町	2,500
檜原村	2,500
奥多摩町	2,500
大島町	2,500
利島村	2,500
新島村	2,500
神津島村	2,500
三宅村	2,500
御蔵島村	2,500
八丈町	2,500
青ヶ島村	2,500
小笠原村	2,500

別表4 補助基準額

(主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援及び放課後等デイサービスの場合)

(単位：千円)

1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)
千代田区	3,000
中央区	3,000
港区	3,000
新宿区	2,000
文京区	3,000
台東区	3,000
墨田区	2,000
江東区	2,000
品川区	2,000
目黒区	3,000
大田区	2,000
世田谷区	2,000
渋谷区	3,000
中野区	2,000
杉並区	2,000
豊島区	2,000
北区	2,000
荒川区	2,000
板橋区	2,000
練馬区	1,000
足立区	1,000
葛飾区	1,000
江戸川区	1,000

(単位：千円)

1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)
八王子市	1,000
立川市	1,000
武藏野市	2,000
三鷹市	2,000
青梅市	1,000
府中市	1,000
昭島市	1,000
調布市	1,000
町田市	1,000
小金井市	1,000
小平市	1,000
日野市	1,000
東村山市	1,000
国分寺市	1,000
国立市	1,000
福生市	1,000
狛江市	1,000
東大和市	1,000
清瀬市	1,000
東久留米市	1,000
武蔵村山市	1,000
多摩市	1,000
稲城市	1,000
羽村市	1,000
あきる野市	1,000
西東京市	1,000

(単位：千円)

1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)
瑞穂町	1,000
日の出町	1,000
檜原村	1,000
奥多摩町	1,000
大島町	1,000
利島村	1,000
新島村	1,000
神津島村	1,000
三宅村	1,000
御蔵島村	1,000
八丈町	1,000
青ヶ島村	1,000
小笠原村	1,000

別記
第1号様式

第
令和 年 月 日
号

東京都知事 殿

申請者
所在地
名称
代表者職氏名

印

令和 年度借地を活用した障害者(児)施設設置支援事業補助金の
交付申請について

このことについて、下記のとおり提出します。

記

1 申請額 _____ 円

2 施設の種別及び名称 _____

3 添付書類

- (1) 積算調書 (別紙1)
- (2) 事業計画書 (別紙2)
- (3) 誓約書 (別紙3)
- (4) 土地賃貸借契約書の写し
- (5) 部屋別面積表 (別紙4)
- (6) 本事業に関する歳入歳出予算 (見込) 書抄本
- (7) 借地料の算定根拠資料 (不動産鑑定評価書等)
- (8) 土地登記事項証明書
- (9) 公図
- (10) 当事業における過年度の補助額確定通知の写し
- (11) その他参考となる資料

※上記3 (7)、(8)、(9)については初年度交付申請時のみ添付
※上記3 (10)については初年度交付申請時は添付不要

担当者	
所 属	
氏 名	
電 話	
メ ール	
郵送先住所	

第1号様式 別紙1

積算調書

(申請者名)
 (施設種別)
 (施設名称)

(1) 国有地

(単位：円)

総事業費の 実支出（予定）額 A	対象経費の 実支出（予定）額 B	補助基準額			選定額 C (=B)	補助率 D	補助申請額 E = C × D
		別表第2欄に定める額 C	所要月数 D	本年度における総額 E = C × D			
						1/2	

(注) 1 E欄は、千円未満を切り捨てた額とすること。

(2) 民有地

(単位：円)

総事業費の 実支出（予定）額 A	対象経費の 実支出（予定）額 B	補助基準額			選定額 F	補助率 G	補助申請額 H = F × G
		別表第2欄に定める額 C	所要月数 D	本年度における総額 E = C × D / 12			
						1/2	

(注) 1 C欄には、別表に定める基準額を記入すること。
 2 D欄は、日数が1月に満たない月も1月とみなすこと。
 3 F欄には、B欄とE欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
 4 H欄は、千円未満を切り捨てた額とすること。

令和 年度事業計画書

1 施設等の種別

2 施設等の名称

(開設(予定)月 令和 年 月)

3 施設等の設置者

4 貸貸借契約の概要

所在地											
地積	m^2 (うち、補助対象部分 m^2)										
土地所有者 (賃貸人)											
	国有地 • 民有地										
土地賃貸借期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日										
賃 借 料	賃料月額 (前払一時金除く)	円	（令和 年 月 日から令和 年 月 日分）	円	（令和 年 月 日から令和 年 月 日分）	円	（令和 年 月 日から令和 年 月 日分）	円	（令和 年 月 日から令和 年 月 日分）	円	
	賃料年額 (前払一時金除く)	円	（令和 年 月 日から令和 年 月 日分）	円	（令和 年 月 日から令和 年 月 日分）	円	（令和 年 月 日から令和 年 月 日分）	円	（令和 年 月 日から令和 年 月 日分）	円	
	賃料前払い一時金	円									

(補助対象分の賃借料)

(A)	契約締結日後60か月分の実支払予定額 (賃料前払い一時金及び保証金を除く)	円
(B)	(A)のうち補助対象額	円
(C)	(B)のうち本年度の支払額	月分
(D)	(B)のうち既支払額の計	累計 月分
(E)	残額(B-D)	月分

5 事業計画

年度	1	2	3	4	5	6	計
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	
支払対象月数	月	12 月	12 月	12 月	12 月	月	60 月

誓 約 書

東京都知事 殿

借地を活用した障害者(児)施設設置支援事業補助要綱(令和6年4月1日付5福祉障施第2449号)第9条の規定に基づく補助金等の交付の申請を行うに当たり、当該申請により補助金等の交付を受けようとする者(法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱別記補助条件9(1)エの規定により補助金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱別記補助条件10の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年　月　日

法人の所在地

法人名

代表者

印

- * 法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- * この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。
 - ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・ 暴力団員を雇用している者
 - ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

部屋別面積表（延床面積）

(注) 補助対象とする土地に整備する建物について作成すること。

○施設種別名○

①	②	
③	④	

○スペース別面積○

単位: m²

利用区分	スペース名	共用部分面積	按分方法	専用部分面積			
				①	②	③	④
1階							
	1階面積計	0.00	—	0.00	0.00	0.00	0.00
2階							
	2階面積計	0.00	—	0.00	0.00	0.00	0.00
3階							
	3階面積計	0.00	—	0.00	0.00	0.00	0.00
延床面積 計		0.00	—	0.00	0.00	0.00	0.00

○共有部分面積分類○

按分方法	共有部分面積	①	②	③	④
		専用面積 0.00	専用面積 0.00	専用面積 0.00	専用面積 0.00

共有部分面積 計 0.00m² 0.00m² 0.00m² 0.00m²

○施設種別別面積○

施設種別面積 合計 (専用部分面積) + (共有部分面積)	総合計 (①~④)	①	②	③	④
		0.00m ²	0.00m ²	0.00m ²	0.00m ²

(参考例)

令和 年度 嵩入嵩出予算書抄本

(単位:円)

区分	摘要	金額	備考
収入			
	計		
支出			
	計		

この抄本は、原本と相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

社会福祉法人 ○○会 理事長 ○○ ○○

印

第2号様式

捨
印

請　　求　　書

金　　円

ただし、令和　　年度借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業補助金として、上記金額を請求します。

年　　月　　日

東　京　都　知　事　殿

所　在　地

法　人　名

代　表　者　名

第3号様式

第
令和 年 月 日 号

東京都知事 殿

申請者
所在地
名称
代表者職氏名

印

令和 年度借地を活用した障害者(児)施設設置支援事業補助金の
事業実績報告について

令和 年 月 日付 第 号で交付決定を受けた令和 年度借地を活用した
障害者(児)施設設置支援事業補助金について、次の関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 精算額 _____ 円

2 施設の種別及び名称 _____

3 添付書類

- (1) 積算調書 (別紙1)
- (2) 事業実績報告書 (別紙2)
- (3) 本事業に関する歳入歳出決算 (見込) 書抄本

担当者	
所 属	
氏 名	
電 話	
メ ール	
郵送先住所	

第3号様式 別紙1

積算調書

(申請者名)
 (施設種別)
 (施設名称)

(1) 国有地

(単位：円)

総事業費の 実支出額 A	対象経費の 実支出額 B	補助基準額			選定額 C (=B)	補助率 D	補助申請額 E = C × D
		別表第2欄に定める額	所要月数	本年度における総額			
						1/2	

(注) 1 E欄は、千円未満を切り捨てた額とすること。

(2) 民有地

(単位：円)

総事業費の 実支出額 A	対象経費の 実支出額 B	補助基準額			選定額 F	補助率 G	補助申請額 H = F × G
		別表第2欄に定める額 C	所要月数 D	本年度における総額 E = C × D / 12			
						1/2	

(注) 1 C欄には、別表に定める基準額を記入すること。
 2 D欄は、日数が1月に満たない月も1月とみなすこと。
 3 F欄には、B欄とE欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
 4 H欄は、千円未満を切り捨てた額とすること。

令和 年度事業実績報告書

1 施設等の種別

2 施設等の名称

(開設(予定)月 令和 年 月)

3 施設等の設置者

4 貸貸借契約の概要

所在地								
地積	m^2 (うち、補助対象部分)							m^2)
土地所有者 (賃貸人)								
	国有地 • 民有地							
土地賃貸借期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日							
賃 借 料	賃料月額 (前払一時金除く)	円	(令和 年 月 日から令和 年 月 日分)					
		円	(令和 年 月 日から令和 年 月 日分)					
賃 料	賃料年額 (前払一時金除く)	円	(令和 年 月 日から令和 年 月 日分)					
		円	(令和 年 月 日から令和 年 月 日分)					
賃料前払い一時金		円						

(補助対象分の賃借料)

(A)	契約締結日後60か月分の実支払予定額 (賃料前払い一時金及び保証金を除く)	円
(B)	(A)のうち補助対象額	円
(C)	(B)のうち本年度の支払額	月分
(D)	(B)のうち既支払額の計	累計 月分
(E)	残額(B-D)	月分

5 事業計画

年度	1	2	3	4	5	6	計
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	
支払対象月数	月	12 月	12 月	12 月	12 月	月	60 月

(参考例)

令和 年度 岁入歳出決算書抄本

(単位:円)

区分	摘要	金額	備考
収入			
	計		
支出			
	計		

この抄本は、原本と相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

社会福祉法人 ○○会 理事長 ○○ ○○

印

第4号様式

令和 第年月日

東京都知事 殿

所在地
名称
代表者職氏名

印

借地を活用した障害者(児)施設設置支援事業補助施設開設報告書

令和 年 月 日付 第 号により交付決定された令和 年度借地を
 活用した障害者(児)施設設置支援事業補助金を受けた施設が、下記のとおり開設されたので報告
 します。

記

1 施設種別	
2 開設者名	
3 施設名称	
4 施設所在地	
5 開設種別	ア 新規開設 イ 増築 ウ 改築
6 開設定員数	人
7 開設年月日	令和 年 月 日
8 交付決定額	円

(注1) 指定通知、承認通知、開設許可書等の写しを添付すること。

担当者	
所 属	
氏 名	
電 話	
メール	

定期借地権利用による障害福祉サービス事業所等整備促進事業補助要綱

23 福保障居第3805号
平成24年3月30日
改正 24 福保障居第3644号
平成25年3月29日
改正 25 福保障居第2782号
平成26年3月31日
改正 26 福保障居第2224号
平成27年1月19日
改正 26 福保障居第3062号
平成27年3月31日
改正 28 福保障施第1075号
平成28年7月19日
改正 30 福保障施第912号
平成30年7月3日

1 目的

この事業は、障害福祉サービス事業所等の設置に係る用地（都有地を除く。以下同じ。）確保のための定期借地権設定に際して要する経費の一部を補助することにより、障害福祉サービス事業所等の整備を促進することを目的とする。

2 補助対象者

この事業の補助対象者は、社会福祉法人、特定非営利活動法人等（自治体、営利法人を除く。以下「法人」という。）とする。ただし、次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 社会福祉法人その他の者の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

3 補助対象経費

この補助金の対象となる経費は、法人が、別表1に掲げる事業所等の設置に係る用地確

保のため定期借地権を設定する際に、土地所有者に対して支払う一時金であって、別表2の第2欄に定める経費とする。

この場合において、定期借地権の設定期間は原則として施設整備補助金にかかる財産処分制限期間以上であることとする。

ただし、次に掲げる場合は補助対象としない。

- (1) 保証金として授受される一時金である場合
- (2) 定期借地権の設定期間が10年未満の契約に基づき授受される一時金である場合
- (3) 定期借地権契約の当事者が利益相反関係とみなされる場合
- (4) 他の補助制度等（借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業を除く。）により現に経費の一部又は全部に補助を受けている場合
- (5) その他東京都知事（以下「知事」という。）が適当でないと認める場合

4 補助金交付額

この補助金の交付額は、別表2第1欄に掲げる交付基準額と、第2欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

5 補助金の交付申請

この補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記第1号様式）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

6 補助金の交付決定

知事は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、交付申請書及び関係書類の審査等を行い、適当と認めたときは、別紙1の補助条件を付して補助金の交付を決定し、その決定の内容を申請者に通知する。

7 補助金の請求

交付決定を受けた補助金を請求しようとするときは、請求書（別記第2号様式）に次の書類を添付して請求するものとする。

- (1) 印鑑証明書
- (2) 支払金口座振替依頼書

8 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の補助に関して必要な事項は、東京都（以下「都」という。）が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

別紙

補助条件

この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付するものである。

1 事情変更による決定の取消し等

知事は、この補助金の交付の決定後、事情の変更により特別に必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業（法人が、別表1に掲げる事業所等の設置に係る用地確保のため定期借地権を設定し、土地所有者に対して一時金を支払うことをいう。）のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 承認事項

補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、（1）又は（2）に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りではない。

- （1）補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- （2）補助事業の内容を変更しようとするとき。
- （3）補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告しなければならない。

4 状況報告

知事は、必要が生じたときは、補助事業の遂行状況について報告させることができる。

5 補助事業の遂行命令

知事は、この要綱の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

6 補助事業の完了時期

補助事業は、補助金の交付の決定に係る会計年度中に完了しなければならない。

7 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、それらの事実があったときから10日以内に別記第3号様式に関係書類を添えて補助事業の実績を知事に報告しなければならない。

8 補助金の額の確定

知事は、7の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

9 是正のための措置

- (1) 8の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、知事は、当該補助事業につきこれに適合させるための処置をとるべきことを命ずることができる。
- (2) 7の実績報告は、前項の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

10 決定の取消し

- (1) 補助事業者が次のいずれかに該当したときは、知事は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
 - エ 補助事業により取得した財産を、当該補助条件に反して使用し、譲渡し、交換し、貸しつけ、又は担保権を設定する等を行ったため、交付目的が達成されないことが明らかになったとき。
 - オ 交付決定を受けた社会福祉法人その他の者の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (2) 前項の規定は、8の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

11 補助金の返還

補助事業者は、1及び10の規定により補助金の交付決定を取り消された場合において、

補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、知事の指示するところにより返還しなければならない。

8の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときも、また同様とする。

12 違約加算金

補助事業者は、10の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

13 延滞金

補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

14 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を補助事業者が納付しない場合において、ほかに同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

15 財産の管理義務

補助事業者は、補助事業により取得した財産は、補助事業の完了後においても、補助金の目的に従い、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

16 財産の処分制限

補助事業者は、知事の承認を受けないで、補助事業により取得した財産（以下「財産」という。）をこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

17 財産処分に伴う収入の納付

知事の承認を受けて財産の処分をすることにより収入があった場合には、知事はその収入の全部又は一部を都に納付させることができる。

18 関係書類の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

19 定期借地権契約書

補助事業者は、定期借地権契約が借地権の存続期間の満了前かつ賃料の前払いとしての一時金充当期間の終了前に解約された場合に土地所有者が一時金のうち未充当期間相当額を借地権者である補助事業者に返還する旨、定期借地権契約書に定めなければならない。

20 開設の報告

補助事業者は、補助事業に係る施設を開設したときは、その開設の日から10日以内に、別記第4号様式に関係書類を添えて施設の開設を知事に報告しなければならない。

21 消費税仕入控除税額の報告

補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、別記第5号様式により知事に報告しなくてはならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を東京都に納付させることがある。

別表 1

1 定義	2 事業（施設）種別
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する障害福祉サービス事業並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援及び第3項に規定する医療型児童発達支援のうち次の事業を行う事業所等	生活介護 短期入所 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 共同生活援助 児童発達支援（重症心身障害児（者）通所事業の指定を受けて障害福祉サービス事業と一体的に行う場合に限る。）
児福法第7条に規定する次の児童福祉施設	児童発達支援センター
児福法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援及び第3項に規定する医療型児童発達支援及び第4項に規定する放課後等デイサービスのうち次の事業を行う事業所等	児童発達支援、放課後等デイサービス事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第5条第3項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同第66条第3項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所）

別表 2

1 交付基準額	2 対象経費	3 補助率
当該事業所等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価評価額（定期借地権の設定期間が50年未満の場合は、定期借地権設定期間（1年未満の端数切捨て）を50年で除した割合を乗じるものとする。）の2分の1の額	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引下げが行われていると認められるもの）。	1／2

別記
第1号様式

第
平成 年 月 号
日

東京都知事 殿

申請者
所在地
名称
代表者職氏名

印

平成 年度定期借地権利用による障害福祉サービス事業所等整備促進事業補助金
交付申請書

このことについて、下記のとおり提出します。

記

1 申請額 _____ 円

2 施設の種別及び名称

3 添付書類

- (1) 積算調書 (別紙1)
- (2) 事業計画書 (別紙2)
- (3) 誓約書 (別紙3)
- (4) 定期借地権設定契約書の写し
- (5) 本事業に関する歳入歳出予算 (見込) 書抄本
- (6) 借地料の算定根拠資料 (不動産鑑定評価書、不動産調査報告書等)
- (7) 土地登記事項証明書
- (8) 公図
- (9) 現地写真
- (10) その他参考となる資料

担当者	
所 属	
氏 名	
電 話	

)
 (申請者名
 (施設種別
 (施設名称

積算調書

路線価 (m ²) (円) (A)		地積 (m ²) (B)	路線価評価額 (円) (C=A×B)	定期借地権 設定年数 (年) (D)	補助基準額 (円) (E=C×D/50 ×1/2) (F)	対象経費の 実支出 (円) (G)	対象経費の 寄付金 その他の収入 額 (円) (H)	対象経費の実支出 予定額から寄付金 その他の収入額 控除した額 (円) (I)	補助申請額 (EとHとを比較して少な い方の額×1/2) (円) (J)

(注1) 路線価の証拠資料を添付すること。

(注2) 定期借地権設定年数は、1年未満の端数を切り捨てた年数とすること。

(注3) 補助申請額は、千円未満を切り捨てた額とすること。

(注4) 黄色いセルのみ入力すること。

事業計画書

1 施設等の種別

2 施設等の名称

3 施設等の開設者

4 整備予定地の概要

所在地								
地積	m ² (うち対象施設部分 m ²)							
地目	宅地・山林・田・畠・その他			建ぺい率	%	容積率	%	
用地状況	平坦地・傾斜地・その他					既存建物	有・無	
赤道	有・無	ガス	有・無	水道	有・無	境界確定の状況		
都市計画	市街化区域:用途地域()						済・未	
開発許可申請	有・無	有→現在の状況:						
その他、土壤汚染・埋蔵文化財等の有無や農地法・都市計画法・市町村宅地開発条例等の土地利用に係る規制の有無、担当部局との調整状況及び今後の予定								
現在の土地所有者(賃貸人)	一般個人・一般法人・理事等縁故者・関連法人・公有地							
	その他()							
	賃借料	月額:金 円 (うち公租公課相当額 円)						
	※賃借料は合理的な算出による近傍類似の値と比較して著しく高額なものでないこと。							
		年額:金 円 (うち公租公課相当額 円)						
	賃料前払い一時金:金 円 (年 月 日から 年 月 日分)							
	保証金:金 円							
路線価	m ² 単価	円	全体	円	*国税局長が定めたもの			
契約締結日	年 月 日		土地引渡日	年 月 日				
定期借地権設定期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (計 年 ヶ月)			年 月 日				
施設等の建設完了予定日					年 月 日			
抵当権設定	有・無	根抵当権設定	有・無	その他権利設定	有・無			

5 施設整備の概要

構造		規模	
建築用途		施設等定員	
有・無			
施設等整備 補助事業			事業名称:
事業名称:			
有・無			
併設施設			

6 財源内訳(契約期間中の賃貸料)

・都補助金	円 (定期借地権利用による障害福祉サービス事業所等整備促進事業)
・都補助金	円 (借地を活用した障害者(児)施設設置支援事業)
・設置者負担金	円
(内訳)	一般財源 円 その他の収入 円
・合計	円

誓 約 書

東京都知事 殿

定期借地権利用による障害福祉サービス事業所等整備促進事業補助要綱の5の規定に基づく補助金の交付申請を行うに当たり、当該申請により補助金の交付を受けようとする者(法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約します。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱の別紙補助条件の10の規定により補助金の交付の決定の取消しを受けた場合において、補助条件の11の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁に照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

所 在 地

法 人 名

代 表 者 名

印

* 法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

* この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。

- ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・ 暴力団員を雇用している者
- ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

請 求 書

金 円

ただし、平成 年度定期借地権利用による障害福祉サービス事業所等整備促進事業補助金として
上記のとおり請求します。

年 月 日

東京都知事殿

所在地
名 称
代表者職氏名

印

第3号様式

第
平成 年 月 号

東京都知事 殿

申請者
所在地
名称
代表者職氏名

印

平成 年度定期借地権利用による障害福祉サービス事業所等整備促進事業補助金
実績報告書

平成 年 月 日付 第 号により交付決定を受けた標記の補助金について、下記のとおり報告します。

記

1 要交付額 _____ 円

2 施設の種別及び名称

3 添付書類

- (1) 実績調書 (別紙1)
- (2) 実績報告書 (別紙2)
- (3) 定期借地権設定契約書の写し
- (4) 本事業に関する歳入歳出決算(見込)書抄本
- (5) 借地料の算定根拠資料(不動産鑑定評価書、不動産調査報告書等)
- (6) 土地登記事項証明書
- (7) 公図
- (8) 現地写真
- (9) 貸人からの請求書
- (10) 貸人からの領収書
- (11) その他参考となる資料

担当者	
所 属	
氏 名	
電 話	

)
 (申請者名
 (施設種別
 (施設名称

実績調書

路線面積 (m ²) (円) (A)	地積 (m ²) (円) (B)	路線価評価 (円) (C=A×B)	定期借地権 設定年数 (年) (D)	補助基準額 (円) (E=C× D/50× 1/2)	対象経費の 実支出額 (円) (F)	寄付金その 他の収入額 (円) (G)	対象経費の実支出予 定額から寄付金その 他の収入額を控除し た額 (円) (H=F-G)	(EとHとを比較して 少ない方の額) × 1/2 (円) (I)	要交付額 (EとHとを比較して 少ない方の額) × 既交付決定額 (円) (J)	差引過 額 (▲不足) (円) (K=J-I)

(注1) 路線価の証拠資料を添付すること。

(注2) 定期借地権設定年数は、1年未満の端数を切り捨てた年数とすること。

(注3) 補助申請額は、千円未満を切り捨てた額とすること。

(注4) 黄色いセルのみ入力すること。

実績報告書

1 施設等の種別

2 施設等の名称

3 施設等の開設者

4 整備予定地の概要

所在地						
地積	m^2 (うち対象施設部分)					
地目	宅地・山林・田・畠・その他	建ぺい率	%	容積率	%	
用地状況	平坦地・傾斜地・その他			既存建物	有・無	
赤道	有・無	ガス	有・無	水道	有・無	境界確定の状況
都市計画	市街化区域:用途地域()					済・未
開発許可申請	有・無	有→現在の状況:				
その他、土壤汚染・埋蔵文化財等の有無や農地法・都市計画法・市町村宅地開発条例等の土地利用に係る規制の有無、担当部局との調整状況及び今後の予定						
現在の土地所有者(賃貸人)	一般個人・一般法人・理事等縁故者・関連法人・公有地 その他()					
賃借料	月額:金	円(うち公租公課相当額)	円			
	※賃借料は合理的な算出による近傍類似の値と比較して著しく高額なものでないこと。					
	年額:金	円(うち公租公課相当額)	円			
	賃料前払い一時金:金	円(年月日から年月日分)				
	保証金:金	円				
路線価	m^2 単価	円	全体	円	*国税局長が定めたもの	
契約締結日	年月日		土地引渡日	年月日		
定期借地権設定期間	年月日	~	年月日	(計年ヶ月)		
施設等の建設完了予定日					年月日	
抵当権設定	有・無	根抵当権設定	有・無	その他権利設定	有・無	

5 施設整備の概要

構造		規模	
建築用途		施設等定員	
施設等整備 補助事業	有・無		
	事業名称:		
	事業名称:		
併設施設	有・無		

6 財源内訳(契約期間中の賃貸料)

・都補助金	円	(定期借地権利用による障害福祉サービス事業所等整備促進事業)
・都補助金	円	(借地を活用した障害者(児)施設設置支援事業)
・設置者負担金	円	
(内訳) 一般財源	円	
(内訳) その他の収入	円	
・合計	円	

第4号様式

第
平成 年 月 号
日

東京都知事 殿

所在地
名称
代表者職氏名

印

定期借地権利用による障害福祉サービス事業所等整備促進事業補助施設開設報告書

平成 年 月 日付 第 号により交付決定された平成 年度定期
 借地権利用による障害福祉サービス事業所等整備促進事業補助金を受けた施設が、下記のとおり
 開設されたので報告します。

記

1 施設種別	
2 開設者名	
3 施設名称	
4 施設所在地	
5 開設種別	ア 新規開設 イ 増築 ウ 改築
6 開設定員数	人
7 開設年月日	平成 年 月 日
8 補助額	円

(注1) 指定通知、承認通知、開設許可書等の写しを添付すること。

担当者	
所 属	
氏 名	
電 話	

第5号様式

第
平成 年 月 日

東京都知事 殿

所在地
名称
代表者職氏名

印

平成 年度消費税仕入控除税額報告書

平成 年 月 日 福保障施第 号で交付決定を受けた平成 年度定期借地権利用による障害福祉サービス事業所等整備促進事業補助金に係る消費税仕入控除税額については、下記のとおり報告する。

記

- 1 施設の種別
- 2 施設の名称
- 3 補助事業の確定額
- 4 補助金返還相当額
(消費税の申告により確定した消費税控除税額(要補助金返還相当額))
- 5 積算内訳等 (4の消費税仕入控除税額の積算内訳等を添付)